



主
題

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市行政第267号
平成23年11月28日

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会

会長 幅 隆彦

公文書公開請求に対する公開処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成23年5月31日付け岐阜市保地第116号で諮問のあった岐阜市長が行った公文書公開請求に対する公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

答 申

第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が行った平成19年10月29日付け岐阜市保地第421-1号による公文書公開請求に対する公開処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公開文書を追加して、公開・非公開の決定を行うべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分中、開示請求文書番号24の平成18年12月7日岐阜市記者クラブあて「感染症の発生について」を公開すると決定された部分を取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する異議申立ての理由の要旨は、異議申立書によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人が開示請求したのは、平成18年に岐阜刑務所内で発生したノロウィルスについて岐阜市保健所が作成した文書のすべてに対してである。
- (2) 開示決定された岐阜市政記者クラブあての文書は、保健所が作成した文書の一部に過ぎず、一部公開決定がされるべきであった。
- (3) 市や国に対する報告書や記録の文書が存在するはずであり、報告書が作成されていないということはありえない。
- (4) 岐阜市記者クラブあての文書以外の文書が必ず存在するはずである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

- 1 当時、岐阜市は、岐阜刑務所から嘔吐、下痢等の有症者がいることについて相談を受けたが、食中毒には該当せず、感染症事例として処理を行い、感染症の拡大及びまん延防止について、同刑務所に助言指導を行った。その際、公文書公開請求を受けたが、岐阜市政記者クラブに発表した資料「感染症の防止について」が保存されていたため、公開決定した。
- 2 その後、異議申立人は、平成20年5月27日に再度、この件に関する保健所が岐阜刑務所から報告を受けた文書の公文書公開請求を行い、それに対して、実施機関は、同年6月10日に該当文書を職務上作成していないとして、非公開決定を行った。異議申立人は、これを不服として、平成20年7月16日に異議申立てを行った。これを受け、実施機関は、平成21年4月7日に岐阜市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、同年12月2日に答申がなされた。この答申の中で、岐阜刑務所における嘔吐、下痢等の有症者の集

団発生について、保健所食品衛生課が平成18年12月1日から食中毒疑いとして調査を開始し、同月7日付けで食中毒ではないと判定した記録文書が同課に保存されており、平成20年5月27日付けの公文書公開請求の対象となる公文書に該当することから、当初の非公開決定を取り消し、改めて実施機関において、公開・非公開の決定をすることとされた。

この公文書は、本件異議申立てにおいて、異議申立人が開示すべきとしている内容に該当するものである。

- 3 よって、実施機関は、当該公文書を異議申立人が開示を求める内容に該当するものとして公開するものとし、決定を行うものとする。

なお、今回公開決定する公文書以外に、本件請求の対象となる公文書は作成しておらず、存在しない。

第4 当審査会の判断

- 1 異議申立人は、平成19年10月10日付け公文書公開請求書における行政文書名で、平成18年に岐阜刑務所内で発生したノロウィルスに関して岐阜市保健所が作成した文書のすべてについて公文書公開請求を行った。

当時、岐阜市は、岐阜刑務所から嘔吐、下痢等の有症者がいることについて相談を受けたが、食中毒には該当せず、感染症事例として処理を行い、感染症の拡大及びまん延防止について、同刑務所に助言指導を行った。その際、実施機関は、異議申立人から公文書公開請求を受けたが、岐阜市政記者クラブに発表した資料「感染症の防止について」のみが保管されている文書であると判断して当該公文書を公開決定した。

これに対して、異議申立人から、岐阜市政記者クラブに発表した資料文書以外にも文書が存在するはずであるとして異議申立てがなされたが、実施機関は、上記資料文書を全部公開しており、異議申立人に何ら不利益がないとの判断の下で当該異議申立てに基づく当審査会への諮問をしなかった。

一方、異議申立人から、別に平成20年5月27日付けにて、平成18年に岐阜刑務所内で発生したノロウィルスに関する公文書公開請求がなされ、実施機関が、同年6月10日に該当文書を職務上作成していないとの理由により非公開決定を行ったところ、これを不服とする異議申立人から平成20年7月16日に異議申立てがなされた。当審査会は、上記異議申立てに基づく実施機関の諮問を受け、平成21年12月2日、岐阜刑務所における嘔吐、下痢等の有症者の集団発生について、保健所食品衛生課が平成18年12月1日から食中毒疑いとして調査を開始し、同月7日付けで食中毒ではないと判定した記録文書が同課に保存されており、平成20年5月27日付けの公文書公開請求の対象となる公文書に該当することから、当初の非公開決定を取り消し、改めて実施機関において、公開・非公開の決定をすべきである旨答申した。その後実施機関は、決定書により、当初の非公開決定を取り消し、改めて一部公開決定を行った。

当該公文書は、本件異議申立てにおいても、異議申立人が開示すべきとしている「平成18年に岐阜刑務所内で発生したノロウィルスに關し岐阜市保健所が作成した文書」に該当するものと認められる。

よって、実施機関は、当該公文書を異議申立人が開示を求める内容に該当するものとして、改めて公開・非公開の決定を行うべきである。

- 2 上記の理由により、第1のとおり判断する。
- 3 なお、本件異議申立てに關しては、実施機関が平成19年11月14日付けで受理していたにもかかわらず、当審査会に諮問がなされず、長期にわたって放置されていたことが認められるため、今後適正な手続の確保について徹底を図るよう求める。

第5 審査会の審査経緯等

平成19年10月10日	公文書公開請求
10月29日	実施機関の公開決定
11月12日	異議申立て
平成23年 5月31日	審査会諮問
10月31日	審査会開催。実施機関から意見聴取
11月28日	答申